

# 「個別避難計画」の取組のながれ



## 平常時

1. 市役所や町村役場が、お一人で避難することが難しい要支援者の皆さんに避難等の計画づくりについて、ご連絡をします。



※要支援者：高齢の方や障害のある人などのうち、一人で避難することが難しい人のことです。

2. 個別避難計画の作成に同意される場合、要支援者の方から市役所や町村役場に連絡（返信）します。



※個別避難計画：要支援者お一人お一人ごとの避難等のための計画です。

3. 個別避難計画を作成します。（お一人で書けない場合には、身近な人や市役所や町村役場等に相談してみます。）



※ケアマネジャーさんや地域の皆さんと一緒に話し合いながらつくと、よりよい計画づくりにつながります。

4. 作成した個別避難計画について、市役所や町村役場のほか、避難等を支援してくださる皆さんと必要な情報を共有します。



※個別避難計画に書かれた情報を支援してくださる皆さんと共有することは、個人情報保護法との関係で問題になることはありません。

5. 避難訓練と一緒に参加することや日常のあいさつなどを通じて、要支援者、支援者、地域の関係者などの間での関係づくりをします。



 **避難訓練**は、計画を見ながら避難の手順を思い出すこと、計画を見ながら持ち出し品の確認等を行うこと、自宅の玄関まで移動すること、日常の散歩などの際に避難先までの経路をたどる等、さまざまなやりかたがあります。

## 災害時

1. 市町村等から高齢者等避難の発令等の連絡があります。



※要支援者のみなさんは、御自身が住んでいる地域に高齢者等避難が発令等されたことを受けて、個別避難計画に基づき避難をはじめることになります。避難に時間を要する要支援者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに避難先等への立退き避難を完了することが期待できます。



2. 支援者の方も被災（や不在）の可能性があります。支援者ご自身や支援者のご家族の安全が最優先です。その上で、支援者ご自身などの安全が確保できる場合には、できる範囲で要支援者の支援をします。



※関係者だれもが自分自身の安全を第一に行動することは、地域全体の安全につながるものと考えられます。

3. 要支援者の方に電話をしたり、自宅に伺い、避難情報を伝えることや、安否の確認をします。



4. 要支援者の方が、自宅で安全に生活できない場合には、支援者の方と一緒に計画に書かれた避難先に向かいます。



※ハザードマップ等で自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保することも可能です。（自宅の普段生活している部屋が、ハザードマップで安全であることが確認できる場合、その部屋に留まることができます。）

※ここでの説明は、取組の流れの一つの例です。個別避難計画はさまざまなやりかたがあります。お住まいの市町村のやりかたを確認しましょう。

# 個別避難計画作成の段取りに係る考え方（例）

## 計画作成の優先度を以下の3つのポイントで判断する

- 地域におけるハザードの状況（洪水・津波・土砂災害等の危険度の想定）
  - ・ 河川：浸水想定区域など（「浸水深が●m以上」や「建物倒壊が予想される」地域など自治体の状況・実情に応じ設定）
  - ・ 海岸・河川沿い：津波災害特別警戒区域など
  - ・ 傾斜地：土砂災害特別警戒区域など 等
- 対象者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
  - ・ 重度の要介護や障がいのある者、人工呼吸器使用者等、自力での判断や避難が困難な者
- 独居等の居住実態、社会的孤立の状況
  - ・ 避難支援者が側にいない

## 作成の優先度が高いと判断⇒市町村が支援し個別避難計画作成

対応の流れ  
（一例）

- 【Step1】 庁内外における推進体制の整備、個別避難計画の作成・活用方針の検討（共通）
  - ・ 福祉や医療関係者等の参画を得て、取組を推進するための連絡会議等を開催することが望ましい
- 【Step2】 計画作成の優先度に基づき対象地区・対象者を選定（共通）
- 【Step3】 福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義（目的、制度概要、作成の必要性等）や事例を説明
- 【Step4】 避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明
- 【Step5】 市町村における本人の基礎情報の収集、関係者との事前調整等
- 【Step6】 市町村、本人・家族、福祉や医療関係者等による個別避難計画の作成
  - ・ 福祉や医療関係者等が当事者と避難についての対話、意見交換する
  - ・ 関係者が一堂に会する地域調整会議を開催することが望ましい
  - ・ 本人の心身の状況等によっては、本人宅で情報共有、調整を行うことも考えられる
- 【Step7】 作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施
  - ・ 避難支援等関係者への計画の提供、更新、本人の状況等に応じた訓練の実施等を継続的に実施

## 作成の優先度が相対的に低いと判断⇒本人・地域が記入し個別避難計画作成

対応の流れ  
（一例）

- 【Step1】 庁内外における推進体制の整備、個別避難計画の作成・活用方針の検討（共通）
- 【Step2】 計画作成の優先度に基づき対象地区・対象者を選定（共通）
- 【Step3】 福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義（目的、制度概要、作成の必要性等）や事例を説明
- 【Step4】 避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明
- 【Step5】 本人・地域による個別避難計画の作成
  - ・ 地区でのマイ・タイムラインや地区防災計画の取組は個別避難計画と相乗効果が期待される
- 【Step6】 作成した個別避難計画を市町村に提出、市町村が確認
- 【Step7】 作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施
  - ・ 避難支援等関係者への計画の提供、更新、本人の状況等に応じた訓練の実施等を継続的に実施